

2023年8月吉日

お客様各位へ

熊本信用金庫

当座勘定規定の一部改定について

平素は当金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

このたび当金庫では、2023年9月1日（金）から「ことら送金」の取扱開始に伴い、当座勘定規定を一部改定することといたしましたので、お知らせいたします。

なお、改定日以前からお取引いただいているお客様に対しても適用されますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

1.改定日

2023年7月31日（木）

2.主な改定内容

当座勘定規定 新旧対照表 ※下線部が改定箇所

改定後（新）	改定前（旧）
第9条（支払いの範囲） （1） 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。 <u>（2） 呈示された手形、小切手は、呈示日の16時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により16時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとします。</u> <u>（3） 手形、小切手の金額の一部支払いは</u> しません。	第9条（支払いの範囲） （1） 同左 <u>（新設）</u> <u>（2） 同左</u>